

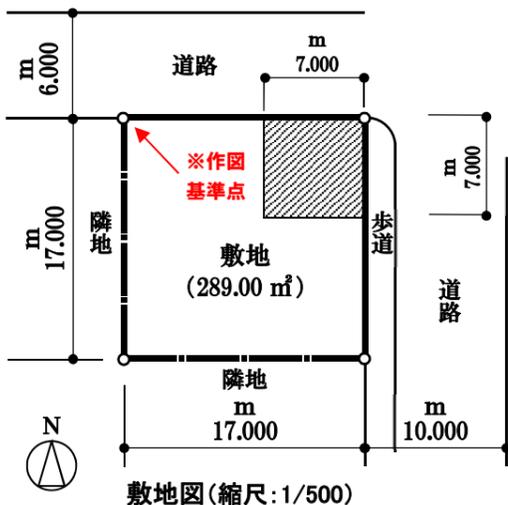
設計課題 「夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅（木造2階建て）」

1. 設計条件

- ある地方都市において、夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅を計画する。計画に当たっては、次の①～③に特に留意する。
- 住宅部分と建築設計事務所部分は、出入口をそれぞれに設け、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - 主な出入口（道路から敷地）は、住宅部分は北側道路とし、建築設計事務所部分は、東側道路に設ける。
 - 母の寝室から眺めることができる位置に、樹木（枝張3.6m）を植栽する。

(1) 敷地

- 形状、道路との関係、方位等は、右図の通りである。なお、交差点付近の斜線部分には、駐車スペース及びその出入口を計画してはならない。（歩道からの車の進入は可能である）
- 準住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- 建蔽率の限度は70%（特定行政庁が指定した角地における加算を含む）、容積率の限度は200%である。
- 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- 電気、都市ガス、上水道及び公共下水は完備している。



(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- 木造2階建てとする。
- 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
- 耐力壁（筋かい等を設けた構造上有効な壁）は、必要な量をバランスよく配置する。

(3) 延べ面積

- 必ず「180㎡以上、220㎡以下」とする。
（床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、屋外駐車スペース、駐輪スペース、ウッドデッキテラス、吹抜け等は算入しない。）

(4) 家族構成等

夫婦（夫50歳、妻37歳）、母（夫の母）、通勤スタッフ（3人）

(5) 要求室

下表の全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階・室名	特記事項	床面積
建築設計事務所部分	玄関(1)	・履物は履き替えるものとする。	適宜
	第一設計室	ア. 主に所長である夫と妻が使用する。 イ. 収納スペース(3㎡以上)を設ける。	
	第二設計室	ア. 主に通勤スタッフが使用する。 イ. 書庫(4㎡以上)を付属させる。	
	第三設計室	・主に打合せを行なうスペースとし、応接にも使用する。	
	湯沸室	・コーナーとしてもよい。	
	洗面所	・コーナーとしてもよい。	
(注1) 建築設計事務所部分の面積の合計は、65㎡以上とする。 (注2) 少なくとも、第二設計室又は第三設計室のいずれかからウッドデッキテラスに行き来ができるようにする。			
住宅部分	1階	玄関(2) 車庫	適宜
	2階	居間・食事室・台所	
		母の寝室	・洋室とし、収納を設ける。
		夫婦の寝室	ア. 洋室とし、収納(3㎡以上)を設ける。 イ. 読書スペースを設ける。
		洗面脱衣室	
		浴室	
	便所	・手洗い器付きのカウンター棚を設ける。	
適宜	納戸	3㎡以上	
(注3) 階段は、蹴上の寸法を180mm以下、踏面の寸法を225mm以上確保する。 (回り階段の部分の場合、踏面の最も狭いほうの端から300mmの位置において確保する。)			

(6) 屋外施設等

屋外に下表のものを計画する。

ウッドデッキテラス	ア. 少なくとも、第二設計室又は第三設計室のいずれかから直接行き来ができるようにする。 イ. 面積は、18㎡以上とする。
緑地計画	ア. 敷地内に花壇や低木などを植栽するスペース(合計15㎡以上)を計画する。 イ. 樹木(枝張3.6m)を植栽する。配置については、母の寝室から眺めることができるようにする。
駐車スペース	・事務所用として1台分を設ける。
駐輪スペース	・住宅用として2台分、事務所用として4台分を設ける。

2. 要求図書

- 下表より、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする。(定規を用いなくてもよい。)
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、4.55mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよい。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図 (1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・建築物の主要な寸法 ・室名等 ・「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」には△印を付ける。 ・断面図の切断位置及び方向
(2)2階平面図 (1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・敷地境界線と建築物との距離 ・道路から建築物へのアプローチ、ウッドデッキテラス、駐車スペース、駐輪スペース、門、塀等 ・緑地計画の花壇及び低木、樹木 ・道路から敷地及び建築物への出入口には、▲印を付ける。 ・住宅部分の廊下及び第一設計室の床高、玄関(1)及び玄関(2)の土間部分、車庫、ウッドデッキテラスの地盤面からの高さ ・ウッドデッキテラス…テーブル(6席) ・玄関(2)…下足入れ、式台 ・第一設計室…机2台、本棚 ・第二設計室…パソコンデスク(3台)、複写機 ・第三設計室…打合せテーブル(6席) ・湯沸室…流し台、コンロ台 ・便所…洋式便器 ・洗面所…洗面台
	ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・1階の屋根伏図(平家部分がある場合) ・部分詳細図の切断位置及び方向 ・居間・食事室・台所…ソファ、リビングテーブル、テレビ台、ダイニングテーブル(4席)、台所設備機器(流し台・調理台・コンロ台・冷蔵庫等)、食器棚 ・夫婦の寝室…ベッド(2台)、読書スペースの机及び椅子 ・洗面脱衣室…洗面台、洗濯機 ・浴室…浴槽 ・便所…洋式便器
(3)2階床伏図兼1階小屋伏図 (1/100)	ア. 主要部材(通し柱、1階及び2階の管柱、胴差、2階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束など必要なもの)については、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法(小屋束を除く。)を凡例欄に記入する。ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については、記入しなくてよい。 イ. 火打梁の代わりに、構造用面材による床組とする場合には、胴差、床梁、桁を記入したうえで構造用合板の厚さ、釘の種類・打ち付け間隔を明記する。 ウ. その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 エ. 建築物の主要な寸法を記入する。
(4)立面図 (1/100)	ア. 北側立面図とする。 イ. 建築物の最高の高さを記入する。 ウ. 隣地境界線(東及び西)を記入する。
(5)断面図 (1/100)	ア. 切断位置は、いずれかの設計室を含む部分とする。また、少なくとも1階・2階いずれかの開口部を含むものとする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、基礎等)については、記入しなくてよい。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、屋根勾配、開口部の内法寸法及び主要な室名等を記入する。
(6)部分詳細図(断面) (1/20)	ア. 切断位置は、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、軒桁部分(2階の天井仕上面から下方200mm以上及び軒高から上部全ての部分)とし、外壁の柱心から1,000mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等(軒高、軒の出、屋根勾配)を記入する。 エ. 主要部材(桁、小屋梁、母屋、垂木)の名称・断面寸法を記入する。 オ. 羽子板ボルトの名称・寸法を記入する。 カ. 屋根(小屋裏が外気に通じている場合は、屋根の直下の天井)、外壁の断熱・防湿措置を記入する。 キ. 室名及び内外の主要な部位(屋根、外壁、内壁、天井)の仕上材料名を記入する。
(7)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8)計画の要点等	・建築物等の計画に関する次の①～②について、具体的に記述する。 ①事務所部分(内部)の計画について、工夫した点 ②屋外施設の計画について、工夫した点